

市民税・県民税の税制改正

平成16年度・17年度の税制改正により、平成18年度から個人市民税・県民税の取り扱いが次のように改正されていますので、おもな内容をお知らせします。

定率減税

定率による税額控除の額を、所得割額の100分の7・5(平成17年度は100分の15)に相当する金額(上限2万円)となります。

65歳以上の人に係る非課税措置

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に係る非課税措置が廃止されます。なお、平成17年1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の人に係る個人市民税・県民税(均等割・所得割)については、平成18年度分はその3分の2を減額し、平成19年度分はその3分の1を減額し、平成20年度分からは全額課税になります。

老年者控除

年齢が65歳以上の人で、合計所得金額が1,000万円以下である場合に所得から控除されていた老年者控除(48万円)が廃止されます。

公的年金等控除

年齢65歳以上の人に対して上乘せされている措置が廃止されます。

個人市民税・県民税の均等割

個人市民税・県民税均等割の納税義務を負う夫と生計を同じくする妻で、夫と同じ市町村内に住所のある人に係る均等割の額が4,500円(平成17年度は2,200円)になります。

問い合わせ先 課税課 32・2015

津山市第4次総合計画

第6回総合計画審議会開催

9月27日に開催した協議内容は次のとおりです。

協議事項

- ・土地利用の考え方について
- ・基本構想(素案)について

基本構想案を審議会に諮問

基本構想案を10月11日、第7回審議会に諮問しました。市長への答申は11月16日に提出される予定です。

基本構想(案)(抜粋)

基本理念

歴史と文化を継承・創造し、すべての人がおたがいを尊重するまちづくりを基調として、活力に富み安心して住み続けることのできる地域社会を築くため、自立・自助の考

え方を基本に、心を通わせ、ともに支えあい、市民と行政がパートナーシップで行動する21世紀型地域社会システムによるまちづくりを進めます。

- ◇活力と安心のまちづくり
- ◇自立・自助のまちづくり
- ◇共創・協働のまちづくり

まちづくりの目標

キラめく未来 人と自然が活きるまち

- ・笑顔かがやく健康福祉都市
- ・誇りかんじる教育文化都市
- ・元氣あふれる産業振興都市
- ・自然ゆたかな環境共生都市
- ・心やすらぐ安全快適都市

問い合わせ先 企画室 32・2027

募集します

「まほらファーム」管理運営組織

市では、下高倉東・野村・高野本郷地内に確保している用地を活用して、ピオーネの産地化と施設「まほらファーム」をスタートさせます。この「まほらファーム」の管理運営組織を次のとおり募集します。

応募資格 管理運営委託期間中、管理運営の基本方針に従い、効果的かつ円滑に「まほらファーム」を管理運営できる農業生産法人
※主たる事務所が市内に設置、または設置予定であること

募集要項の配布 (予定) 11月15日(火)～12月20日(火)

応募期間 (予定) 12月6日(火)～20日(火)

問い合わせ先 農業振興課 32-2079 (市役所4階)